

〈近代的定位第六回：キーワードと年表〉

(講義16～18)

1. 第六回年表

0期：前提としての天保改革（幕府失敗、雄藩成功）

①第一期：（1868～1890）維新革命＝立憲革命＝国民革命

②第二期：（1891～1910）鉋毒事件～大逆事件 ＝ 産業革命から帝国主義へ

③第三期：（1911～1933）：大正ブルジョワジー～軍部台頭

④第四期：（1934～1945）：国体明徴運動、天皇機関説事件、2. 26～敗戦

2. 近代日本国家の国家類型 ＝ 立憲君主制

→ 自明に見えて、自明とされてきていないことの不思議

→ 経済決定論の偏見（マルクス他）

→ 中間構造体を見ることの必要性 → 定位の全体性への視界

3. ハーバート・ノーマンにおける民権運動、立憲の低い評価（引用1）

→ 近代日本を絶対主義的専制体制として総括

→ 〈絶対主義的立憲〉は形容矛盾（！）

→ ノーマンが見た現実は大戦直前の日本だが、しかし立憲過程には精通していたはず

→ 前例としてのエンゲルス

→ 『ドイツ国憲法戦役』におけるプロイセン憲法の低い評価（引用2）

→ 革命論にとっての法治の位置 → 制度コンフォーミズムの一律拒否

引用1

〈憲法は（明治憲法は）慈恵的専制政治の精神にもとづいて起草され、今日まで絶対主義の不変の道具となっている。〉

（ハーバート・ノーマン『日本における近代国家の成立』第六章〈政党と政治〉、289p）

引用 2

〈……ドイツ国憲法戦役のもたらした結果は重大なものであった。それは、まずなによりも第一に、情勢を単純にした。それは、はてしない調停の試みの連鎖を断ち切った。この戦役が敗北に終わったあとでは、いくぶん立憲化した封建的＝官僚的君主制が勝利するか、それとも真の革命が勝利するか、そのどちらかでしかありえない。〉（フリードリヒ・エンゲルス『ドイツ国憲法戦役』201p）

3. 近代国家と二つの専制体制

- 前提としての絶対主義的専制
- 崩壊過程から生まれる全体主義的専制
- 淵源は革命的専制（ジャコバン専制）
- レーニンとスターリンによる一党独裁的専制 = ボルシェビキ全体主義

4. 古いタイプのリベラリズムは多かれ少なかれ革命運動の影響を受けている

- 立憲、法治への低い評価を共有
- この限界を打破しなければならない
- 立憲、法治の本義に立ち戻ること
- 明治憲法は立憲過程においては標準的である
- ⇔ 日本国憲法には健全な立憲過程が欠如している → 密室性の問題

5. 日本近代を絶対主義国家として総括する立場

- ノーマンの例（前述）
- 服部之総の例（引用3）
- 立憲も、憲政も、天皇制ファシズムも、絶対主義の下位概念と位置づける
- 幕末のマニファクチュアはたしかに明治初年度の絶対主義を用意している（服部史学の最大の功績）
- 維新を絶対王政の確立期ととらえ、ブルジョワ革命論を否定する
- 江戸期を〈純粹封建制〉とする誤り（引用4、引用5）
- 前期封建制と後期封建制を弁別する必要（石母田正等を参照）
- 立憲以降の日本を絶対主義国家とすることはけっしてできない（立憲した絶対主義国家は存在しない、存在しえない）

引用 3

〈明治維新によって形成されたものは、絶対主義の世界史的継起の最終環をなすところの日本絶対主義であり、日本資本主義のその後の発展の過程に、修正されてビスマルク的立憲君主制の形をとり、明治四十年代以降のボナパルチズム的「憲政」時代を経て、最後

に天皇制ファシズムへと自己を変容するが、各変容を通じて絶対王制としての独自の機構が存置されていたことは、新憲法によって交替されるまでの明治憲法の「不磨」の存続が示していたところである。) (服部之総『明治の思想』〈はしがき〉、6 p)

引用4

〈明治維新は決して単純なるブルジョア革命ではない。……それは幕府三百年の純粹封建国家の体制から封建主義の最後の政治形態たる絶対王制への転換であり、この転換をもたらした諸矛盾こそ幕府三百年の胎内に求められねばならないが、しかもその急速な発展と転化との秘密は、やはり安政開港以後の全封建生産関係の分解過程に在る。〉 (服部之総『明治維新史』第一章〈世界市場の形成過程と明治維新〉、29 p)

引用5

〈明治元年ないし四年をもって実現されたものは純粹封建制の政治体制としての旧幕府に代る、最終の修正封建支配体制としての絶対王制であった。開国と共に拍車をかけられたのは、絶対主義王制への道であってなおまだブルジョア革命の道ではなかった。〉 (服部之総『明治の思想』第一〈日本近代社会の三思想〉、36 p)

6. 立憲制の理念の確認

- ①専制体制の恣意性を歯止めするための立憲
- ②国家の法治的自己拘束のための立憲
- ③君主の〈国家機関〉としての再定義と編入 → 元首親政の制度化へ
= 君臨すれども統治せず

- 7. 絶対主義と立憲君主制を弁別するメルクマール → 君主親政の位置
→ 絶対主義内で元首親政の制度が成熟する → 外交面での君主臨在の儀礼性
→ 神戸開港 = 明治帝の元首的親政の始まり → 立憲的親政への連続性
(『夜明け前』等)

- 8. 明治憲法が予定する天皇大権 → 元首大権に包括することがなお可能
≠ 絶対制君主の実質的親政

- 外交大権 (第十三条 引用6) → 〈義解〉の近代性、冷静さ
→ 条約締結を含む → 秘密外交のフリーハンドの余地
→ 開戦、和平の大権 → 開戦の詔勅、玉音放送へ

引用6

〈第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス …… (義解) 本条の掲ぐる所は専ら議会の関渉に由らずして天皇その大臣の輔翼に依り外交事務を行ふを謂ふなり。〉

(伊藤博文『憲法義解』、44 p)

8. 統帥大権の特異性 → 〈錦旗〉のアルカイズムの再登場
→ 〈義解〉における国体論的神話引用の異常さ
(近代憲法としての自己破壊) (引用7)

引用7

〈第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス (義解) 恭^{つつしみ}て按ずるに、太祖実^{じつ}に神武を以て帝^{てい}国を肇^{ちりぞ}造し、物部、鞍負部、来目部を統率^しし、嗣後歴代の天子内外事あれば自ら元戎^{げんじゆう}を帥^しみ、征討^{せいとう}の勞^{みづか}を親^からし、或は皇子、皇孫をして代り行かしめ、而して臣連はその編禰^{へんび}たり。〉 (同上、第十一条義解、41 p)

9. 天皇制ファシズムの位置づけ → 立憲体制の形骸化が本質
→ 病症の変異、しかし根本病理は同一
→ 国体論による家産国家妄想の憲法への埋め込み
→ 憲法の自壊、憲政の自壊、病理の病症としての奔出
10. 憲政、立憲の自己破壊の病理は、国体論のみならず、近代国家の一つの終焉型として普遍的に現象している
→ 反ユダヤ主義の病理からの全体主義への転落 (アレント)
→ 反革命憎悪からの〈収容所群島〉(ソルジェニーツィン)の発生
→ 問題を統一的、総合的に把握する必要がある
→ 対重はつねに法治と立憲、その精神にいまいちど立ち戻ること
11. 立憲君主制としての日本近代国家
→ 立憲の耐久力
→ 官僚制がファシズムの防波堤となっているという現象 (ノーマン 引用8)
→ しかしそれは有司専制の官僚ではなく、立憲が生みだした実務官僚
→ 牧野伸顕 → 吉田茂の系譜 → 55年体制の構築へ

引用8

〈日本におけるファシズムの完全な勝利を防止するうえに官僚が重要な意義をもっていることもまた考慮すべき問題であろう。極端なファシスト分子は扇動的な政権掌握の前夜にあるわけでもなく、国家機関ないし実際政治を完全に支配するにいたってもいないことは日々明らかになってきている。……極端な全体主義をこのように隔離するやり方は、宮中上層部と手を握る、潜在的な匿名集団である官僚によって行われていると考えてさしつかえない。〉（ノーマン、同上、〈序論〉、25 p f）

1 2. 昭和天皇における親政

- ① 2. 26の〈不快と嫌悪〉の表明 → しかしぎりぎり儀礼性の枠内
- ② 開戦の詔勅 → 形式的には儀礼的親政、しかし内実は統帥権の統一？
- ② 玉音放送 → 完全に憲政の枠内の大権行為 → 戦後日本の礎

- 憲政の瓦解期においてすら、天皇大権は憲政の儀礼性を保った
≠ 絶対君主の実質的親政
- 明治帝、大正帝、昭和帝の三帝すべての親政は元首親政であり、憲政内の行為である
- 〈天皇機関説〉との本質的一致 → それを再確認することの重要性

1 3. 明治憲法から日本国憲法への連続性の再解釈

- 法形式的には連続している（天皇大権による改憲の発動 → 議会の承認）
- 天皇主権を国民主権に変更することの「無理」
- ここに「国体変更の不可」という国体論的発想の根強い残存
- イェリネク、美濃部の解釈の適用
- 国家主権の先行 → 共和制（民主制）、君主制も立憲において等資格
= 君主大権も国民大権（主権といわれているものの実体）も等資格
- 君主大権から国民大権への移行は、立憲の枠内で完全に可能
- 北一輝の立憲制解釈 → 君主制、共和制、立憲制の三類型を提起
- 立憲の精神と立憲過程を参照している（引用9）
- 家産国家を完全否定しようとする類型論であることに意義がある

引用9

〈今の国家主権論者は最高機関によりて政体を分類し、君主政体と共和政体との大綱に二分す。而しながら斯くの如くしては今の立憲君主政体の正当に思考されざるべきは論なきことなり。最高機関と云ふことが最も高き権限を有する機関と云ふことならば、近代国家の立憲君主政体と名けらるる者は君主と議会とが合体せる一団が最も高き権限を有する最高機関にして、君主政体にも非らず又共和政体にも非らず。立憲君主政体とは彼等の

二分類中に入るべきものに非らずして、政体は厳肅に三分類に改むべきなり。) (北一輝『国体論及び純正社会主義』第四篇第九章、230p f)

14. 維新革命は国民革命である (本講座の基本テーゼ)

- フランス革命の立憲段階との比較は妥当 (ノーマン 引用10)
- しかしノーマンはすぐ日本におけるブルジョワの未成熟を指摘
- 非ブルジョワ革命論に傾く
- 背景には立憲、法治そのものに対する低い評価がある
- 〈速さ〉とは逆の〈遅さ〉のモメントの顕在化
- フランス革命が立憲まで三年で辿り着いた過程を、維新革命は二十二年かけて達成した (維新から憲法発布まで)
- 国民革命の準備 → 四民平等
 - 五箇条誓文 (広く会議を起し云々)
 - 富国強兵も絶対主義的準備段階と解釈可能
 - 国民兵、徴兵制度は絶対主義を国民国家化する際の普遍的モメントである (マキャヴェリ以来)
- 内在的革命としての民権運動の再評価
- 士族民権から地主民権の移行期に全国運動化 (田中正造等)

引用10

〈維新の転換が専制的な形態をとって遂行されたために、指導者たちはすばやくブレーキをかけて平等化をすすめる民主主義を未然に防ぐことができた。こうした事情は、大胆な比較をあえてすれば、ちょうどフランス大革命がジロンド党やファイアント派の勝利に終わり、たとえばミラボーのように比較的自由主義的な貴族ないしはバルナーヴやローランらの声望ある市民ならびにラファイエットらのより典型的な穏健派の手によって君主制が改革され支持された場合に似ている。〉 (ノーマン、同上、26p)

15. 明治維新革命における欠損

- ① 等族社会の未成熟 → 〈三部会〉の欠落
 - 幕藩体制が集権的封建であったことの負の遺産
 - 士農工商は人為的な身分制であって、等族社会の出現をかえって抑止した
- ② 農民の疎外 → 国学青年たちの失望感 (『夜明け前』 引用11)
 - フランス革命との比較 (ノーマン 引用12)
 - フランスにおいて領主は土地を没収され、日本においては、秩禄処分により金融貴族に生まれ変わった
 - 農民階級への抑圧はかえって悪化する (小作農の増大、高率小作料)
 - 自浄努力は小作法によって開始されていた

→ もし成立したなら、長い時間をかけて全国民的維新革命が達成されたかもしれない

16. 国家類型論の結論

→ 日本の近代国家は、絶対主義的官僚専制から始まり、通常の過程を経て立憲に至り、移行は立憲君主制であった。その瓦解期にも、形骸化した形ではあれ、その基本枠は守られている（特に昭和天皇の憲政行為により）。

17. 近現代定位の混乱とそれへの対処法

→ 明治憲法における機関説と国体論に二律背反
→ 戦前の憲政を不完全であるとして丸投げする論理（芦部憲法等）
→ 日本国憲法の自閉自足論へ
→ 蠢動し始めた民主主義の総体的危機にはおそらく対応できない
→ 近代的憲政と現代的憲政のそれぞれの特性と問題と検証し、両者をともに立憲体制として、憲政として、連続的、総合的に把握しなければならない

18. 近代的定位を総合的に理解するには、イデオロギーのみならず、エートス、文体への目配りが不可欠

→ ウェーバーのエートス理念型分析を参照（『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』）
→ 対自性が優勢となる近代における定位の趨勢
→ 多元化、多様化 → 一つの定位生態系の構築（ポリフォニー性の現出）
→ トップダウンの運動とボトムアップの運動の交錯、相互浸潤

19. 日本における近代的定位の混乱 → 混乱要因の介在

- ① 普遍的混乱要因としての近代（対自性の優越、イデオロギーの喧噪等）
- ② 固有の混乱要因としての日本近代の特異性（速度、外発性等）
- ③ 第三の要因としての人類史的側面
 - 下部構造の大変革としての機械情報革命
 - マルクス主義の破綻による、下部構造理論そのものの衰退
 - マクロ理論の欠如が常態化 → ではどうするのか

20. 定位学の新たな格率

→ 経験の事実性への復帰 → 類型論への復帰
→ 類型論の根底は、事実関係の描く布置である → それは理念型への萌芽を含む
→ 定位学が拠り所とすべき人文精神の普遍性
→ 〈理性の法廷〉モデルの構築（美濃部達吉の法理論の応用）

- 〈世界史の法廷〉（ヘーゲル）の限定的活用
- 事実関係を是々非々の精神で価値づけつつ、全体モデルを構築すること
- 法治の破壊はつねに事実関係の破壊であることに対する対抗を兼ねる
- テクストの比較参照は、理法の場合における、証拠物件の査定である
- 詩文やひろく文学的テキストも、エートス資料として活用する
- イデオロギーはその文体表現によって、隠蔽しようとする内実を露呈することがしばしばある（したがってイデオロギーの文体も精査すること）

2 1. 近現代定位の連続性の確認は、巨大な社会的記憶の覚醒を前提とする、したがって方法的な厳密性はつねに自覚され、維持されなければならない。全体像の達成とともに、われわれはあらたな、近現代日本人として、生まれ変わるであろう

（第六回キーワードと年表終わり）